

ストレスチェック実施者養成研修

労働安全衛生法改正に伴い義務化されたストレスチェック制度を事業場で実施するにあたり、医師または保健師が「実施者」となる必要がありますが、本研修を受講することにより歯科医師及び看護師、精神保健福祉士、公認心理師の方も実施者になることができます。

※平成27年11月30日現在において、労働者の健康管理業務に3年以上従事した経験のある看護師、精神保健福祉士については、研修の受講が免除されます。

本研修は、厚生労働省通達（平成27年5月1日 基発0501第4号）に定められた必要な事項を網羅した内容となっています。

1. 日程および会場

回	日 程	会 場
1	2025年 9月 19日（金） 10：00～17：00	近畿・大阪安全衛生総合サービスセンター （大阪市西区土佐堀2-3-8）

2. カリキュラム（都合により一部変更する場合があります）

10:00	10	12:20	13:15	14:45	15:00	16:30	55	17:00
受付	開講式	労働者の健康管理 ※衛生管理者免許を受けた方は 科目免除	昼食	事業場における メンタルヘルス対策	休憩	事業場における労働者の健康の保持増進を図るための 労働者個人及び労働者の 集団に対する支援の方法	研修効果確認	閉講式

3. 対象者 歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師

※さらに、衛生管理者免許を受けた方は、科目の免除があります。

免除される科目：「労働者の健康管理」

4. 定 員 36 名

5. 受講料（税・テキスト代込）

区分	金額（1日）	金額（科目免除）
中災防（賛助）会員、THP登録者	15,840円	12,870円
一 般	17,600円	14,300円

6. 申込に必要な書類

①歯科医師…免許証の写し

②看護師…免許証の写し

③精神保健福祉士…登録証の写し

④公認心理師…登録証の写し

※①～④に加えて、「衛生管理者」の資格をお持ちの方

…①～④の資格証明書類＋「衛生管理者」免許証の写し

Web申込をご利用ください➡



(https://www.jisha.or.jp/oohsc/seminar/s3440_kango.html)